



宮 崎 県 公 報

平成19年12月27日 (木曜日) 第 1943 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更 (10件) …………… (道路保全課) 1
○道路の供用の開始 (9件) …………… (“) 3
○油津港港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 5
○臨港地区の指定…………… (“) 6

公 告

頁 ○家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (畜産課) 6
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 7
教育委員会規則
○県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

告 示

宮崎県告示第1026号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲27 19番 5 地先から同郡同町同大字字瀬戸ノ口甲 1876番 1 地先まで	旧	11.0 ~ 23.0	1118.0
			宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲27 19番 5 地先から同郡同町池田台北 29番 174地先まで		25.0 ~ 34.8	1218.0
			宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲27 19番 5 地先	新	11.0 ~ 23.0	1118.0

から同郡同町同大字字瀬戸ノ口甲 1876番 1 地先まで			
宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲27 19番 5 地先から同郡同町池田台北 29番 174地先まで	25.0 ~ 47.8	1218.0	

宮崎県告示第1027号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	都城市今町 7529番 2 地先から同市同町8399番 地先まで	旧	14.0 ~ 18.5	28.0
				新	15.0 ~ 26.0	28.0

宮崎県告示第1028号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町八重原迫 野内字上ノ 水流1097番 3 地先から 同市同町八 重原迫野内 同字1097番 3 地先まで	旧	20.4 ~ 36.9	34.0
				新	26.2 ~ 41.4	34.0
			日向市東郷 町八重原迫 野内字荒内 1162番17地 先から同市 同町八重原 迫野内同字 1162番17地 先まで	旧	21.4 ~ 23.3	16.0
				新	23.8 ~ 24.2	16.0
			日向市東郷 町八重原迫 野内字荒内 1175番 3 地 先から同市 同町八重原 迫野内同字 1175番 3 地 先まで	旧	32.2 ~ 36.0	12.3
				新	33.8 ~ 37.5	12.3

宮崎県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字クロ 1481番53地	旧	5.3 ~ 11.2	164.0
				新	7.6 ~	164.0

			先から同郡 同村同大字 同字1481番 53地先まで		27.4	
--	--	--	-------------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字小椎 尾1004番10 地先から同 郡同村同大 字同字1004 番 1 地先ま で	旧	26.5 ~ 26.7	6.4
				新	26.7 ~ 27.9	6.4

宮崎県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東 環状線	都城市今町 7515番 1 地 先から同市 同町7514番 2 地先まで	旧	7.4 ~ 18.0	85.5
				新	10.4 ~ 16.5	85.5

宮崎県告示第1032号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
17	県道	南俣宮崎線	東諸郡綾町大字入野字城平2817番2地先から同郡同町同大字同字2819番1地先まで	旧	9.7 ~ 19.6	96.5
				新	28.2 ~ 36.5	

宮崎県告示第1033号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	西都市大字穂北字八重山3726番6地先から同市同大字同字3726番6地先まで	旧	6.6 ~ 16.1	274.9
				新	11.0 ~ 48.7	

宮崎県告示第1034号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字梶尾6912番5地先から同郡同村同大字同字6912番1地先まで	旧	4.6 ~ 59.8	97.6
				新	6.5 ~ 62.8	

宮崎県告示第1035号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町飯田字坂ノ下475番3地先から同市同町飯田同字475番3地先まで	旧	29.5 ~ 30.4	13.3
				新	29.5 ~ 34.3	

宮崎県告示第1036号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道269号	宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲2719番5地先から同郡同町池田台北29番174地先まで	平成19年12月27日

宮崎県告示第1037号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	都城市今町 7529番 2 地 先から同市 同町8399番 地先まで	平成19年12月27日

宮崎県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町八重原迫 野内字上ノ 水流1097番 3 地先から 同市同町八 重原迫野内 同字1097番 3 地先まで	平成19年12月27日
			日向市東郷 町八重原迫 野内字荒内 1162番17地 先から同市 同町八重原 迫野内同字 1162番17地 先まで	
			日向市東郷 町八重原迫 野内字荒内 1175番 3 地 先から同市 同町八重原 迫野内同字 1175番 3 地 先まで	

宮崎県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字ロクロ 1481番53地 先から同郡 同村同大字 同字1481番 53地先まで	平成19年12月27日

宮崎県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字小椎 尾1004番10 地先から同 郡同村同大 字同字1004 番 1 地先ま で	平成19年12月27日

宮崎県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年 1 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東	都城市今町	平成19年12月27日

環状線	7515番1地 先から同市 同町7514番 2地先まで
-----	--------------------------------------

宮崎県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字八重 山3726番6 地先から同 市同大字同 字3726番6 地先まで	平成19年12月27日

宮崎県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字梶尾 6912番5地 先から同郡 同村同大字 同字6912番 1地先まで	平成19年12月27日

宮崎県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月27日から平成20年1月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町飯田字坂 ノ下 475番 3地先から 同市同町飯 田同字 475 番3地先ま で	平成19年12月27日

宮崎県告示第1045号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、油津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 港湾計画の変更の概要

平成6年宮崎県告示第618号によりその概要を告示した油津港港湾計画について、平成30年代半ばにおける取扱貨物量を270万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東	10	4
大 節	既定計画（水深7.5メートル）を削除する。	
西	5.5	3
〃	既定計画（水深7.5メートル）を削除する。	

なお、これに伴い東防波堤150mを撤去する。

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長（メートル）
東	東（外）防波堤	405
〃	東防波堤	270
漁 港	防波堤	50
山 王	西沖防波堤	250

(3) 係留施設計画

ア 岸壁

地区名	公共用又は 専用の別	水深 （メートル）	バース数 又は延長	用 途
東	公共用	9	1バース	RORO 船用
〃	既定計画（水深7.5メートル、5.5メートル）を削除する。			
西	公共用	5.5	2バース	一般船用
〃	既定計画（水深10メートル、7.5メートル）を削除する。			
大節	既定計画（水深7.5メートル、4.5メートル）を削除する。			

イ 係船くい

地区名	公共用又は 専用の別	水深 (メートル)	バース数 又は延長	用 途
西	既定計画 (水深7.5メートル) を削除する。			

(4) 臨港交通施設計画
道路

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路西地区埠頭線	西地区埠頭	西道路	2
臨港道路西部線	既定計画を削除する。 起点：臨港道路中央線 終点：漁港地区西道路		
臨港道路南部線	既定計画を削除する。 起点：漁港地区西道路 終点：国道 220号		
臨港道路西ふ頭線	既定計画を削除する。 起点：西地区埠頭 終点：臨港道路南部線		
臨港道路山王線	既定計画を削除する。 起点：山王地区マリナー 終点：臨港道路南部線		

(5) 港湾環境整備施設計画

地区名	面積 (ヘクタール)
漁 港	1
西	1
〃	既定計画 (5ヘクタール) を削除する。
堀 川	4
山 王	既定計画 (2ヘクタール) を削除する。

(6) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用 途
東	19	埠頭用地
〃	2	港湾関連用地
〃	1	交通機能用地
〃	3	緑地
大 節	4	埠頭用地
〃	1	港湾関連用地
〃	5	交通機能用地
堀 川	4	緑地
漁 港	8	埠頭用地
〃	2	交通機能用地
〃	1	緑地
西	2	埠頭用地
〃	1	交通機能用地
〃	1	危険物取扱施設用地
〃	1	緑地

(7) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
漁 港	小型栈橋
〃	既定計画 (泊地、航路、物揚場、埠頭用地) を削除する。

堀 川	泊地、航路、小型栈橋
大 節	既定計画 (岸壁) を削除する。

イ マリナー計画

地区名	港湾施設
山 王	既定計画 (泊地、航路、防波堤、導流堤、小型さん橋、物揚場、船揚場、レクリエーション施設用地) を削除する。

ウ 大規模地震対策施設計画

地区名	水深 (メートル)	バース数
東	9	1
大 節	既定計画 (水深7.5メートル) を削除する。	

エ 船舶の物資補給等への対応

地区名	水深 (メートル)	バース数
東	5	1
〃	5	1
大 節	5	1
〃	5.5	2
〃	7.5	1
〃	6.6	1
〃	5.5	2

オ 開発空間の留保

西地区地先については、将来の開発空間として留保する。

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1号	宮崎県県土整備部港湾課
日南市油津 4 の12の16	宮崎県油津港湾事務所
宮崎市港 1 の18	宮崎県中部港湾事務所
日向市大字日知屋字新開 17371の 2	宮崎県北部港湾事務所

宮崎県告示第1046号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第38条第 1 項の規定により、臨港地区を定めたので、同条第 8 項の規定により、当該臨港地区の区域を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 臨港地区の区域

宮崎県南郷町大字中村字荒平乙、字小浜乙及び字外浦崎乙の一部

2 臨港地区の区域の縦覧場所

宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県油津港湾事務所

公 告

平成19年10月19日から11月29日までに実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成19年12月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

牛

1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43										

豚

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成 19 年 12 月 27 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第 13 位、生産額で全国第 13 位（平成 17 年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき創造計画）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるもの多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方策について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第 13 条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を

推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		平成 19 年	平成 20 年
	まさば及びごまさば		8,000 トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	7,000 トン	6,000 トン

(注) 平成 19 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 19 年 1 月から平成 19 年 12 月までである。平成 20 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 20 年 1 月から平成 20 年 12 月までである。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
	平成 19 年	平成 20 年	
第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量			
	まさば及びごまさば	7,928 トン	6,937 トン
	まいわし	若干	若干
	まあじ	6,216 トン	5,328 トン

(注) 平成 19 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 19 年 1 月から平成 19 年 12 月までである。平成 20 年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成 20 年 1 月から平成 20 年 12 月までである。

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第 53 号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

教育委員会規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十七日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第十二号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年宮崎県教育委員会規則第八号)を次のように改正する。本則の改正規定中

「西諸島地区総合制専門高等学校(仮称)	「工業 商業	」
「小林秀峰高等学校	「工業、商業	」に

改める。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。